

# 保障行政とはなにか

---

継続的な安全性向上に関する検討チーム

令和2年9月10日 板垣勝彦（横浜国立大学）

## 1. 民営化・民間委託後の行政コントロールの変容

### 遂行責任

これまで、行政は自身の手で事務・事業を遂行してきた

しかし、民間委託の進展によって、行政自身が事務・事業を行う  
ことのない局面が出てきた

## 1. 民営化・民間委託後の行政コントロールの変容

### 保障責任

行政の役割は、民間事業者が的確に遂行責任を果たしているか、指示・監視を及ぼすというものへと変化する



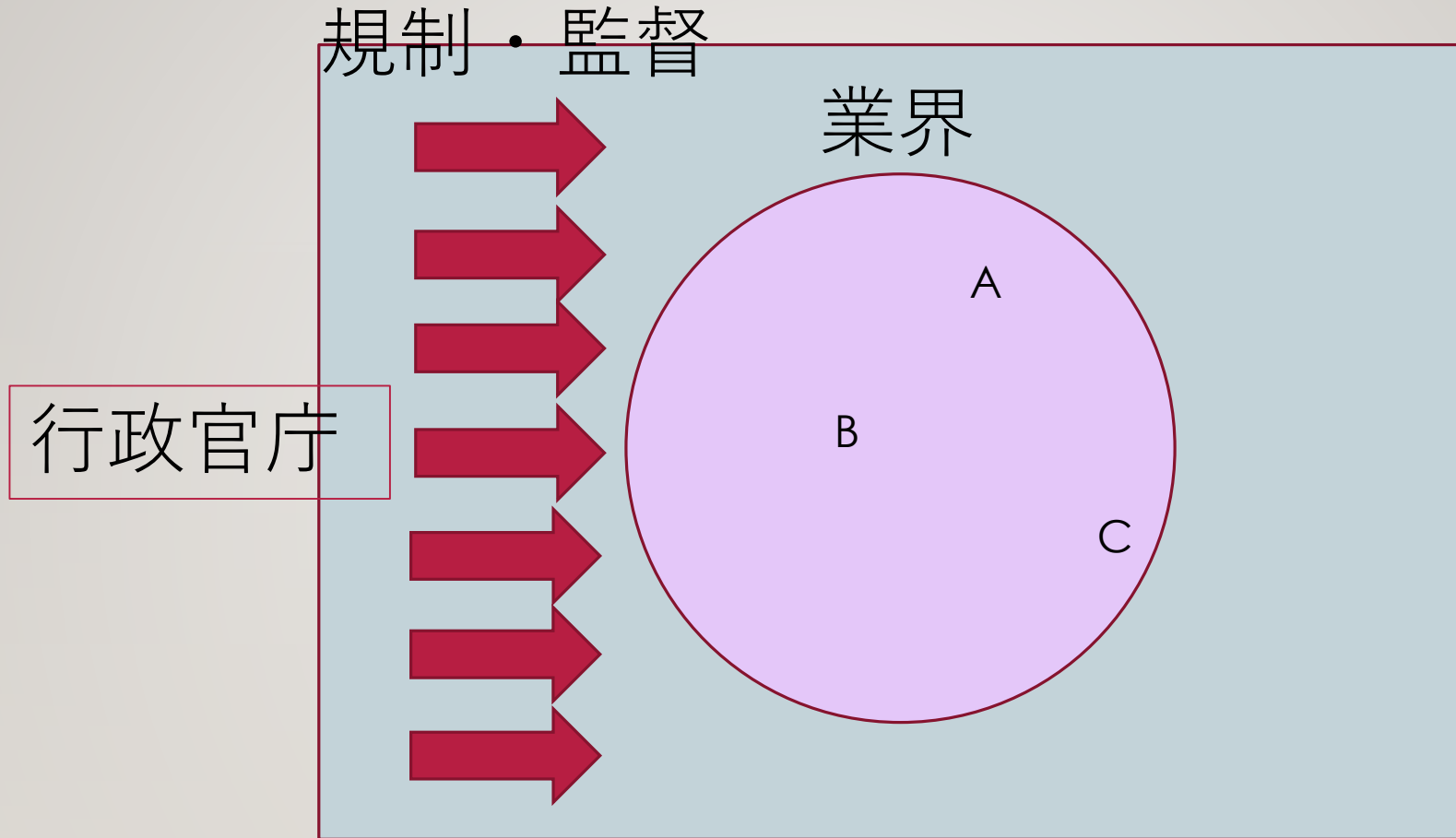
民間事業者の  
遂行責任

## 1. 民営化・民間委託後の行政コントロールの変容

- ・ 民間委託によって、行政が責任を放棄しているというのは誤解
- ・ むしろ、指示・監視を及ぼすというのは、場合によっては自身の手で遂行するよりも難しいことがある
- ・ 民間事業者に任務を委託した後にも、いかにすれば公益が確保できるか、制度設計のあり方が重要になる

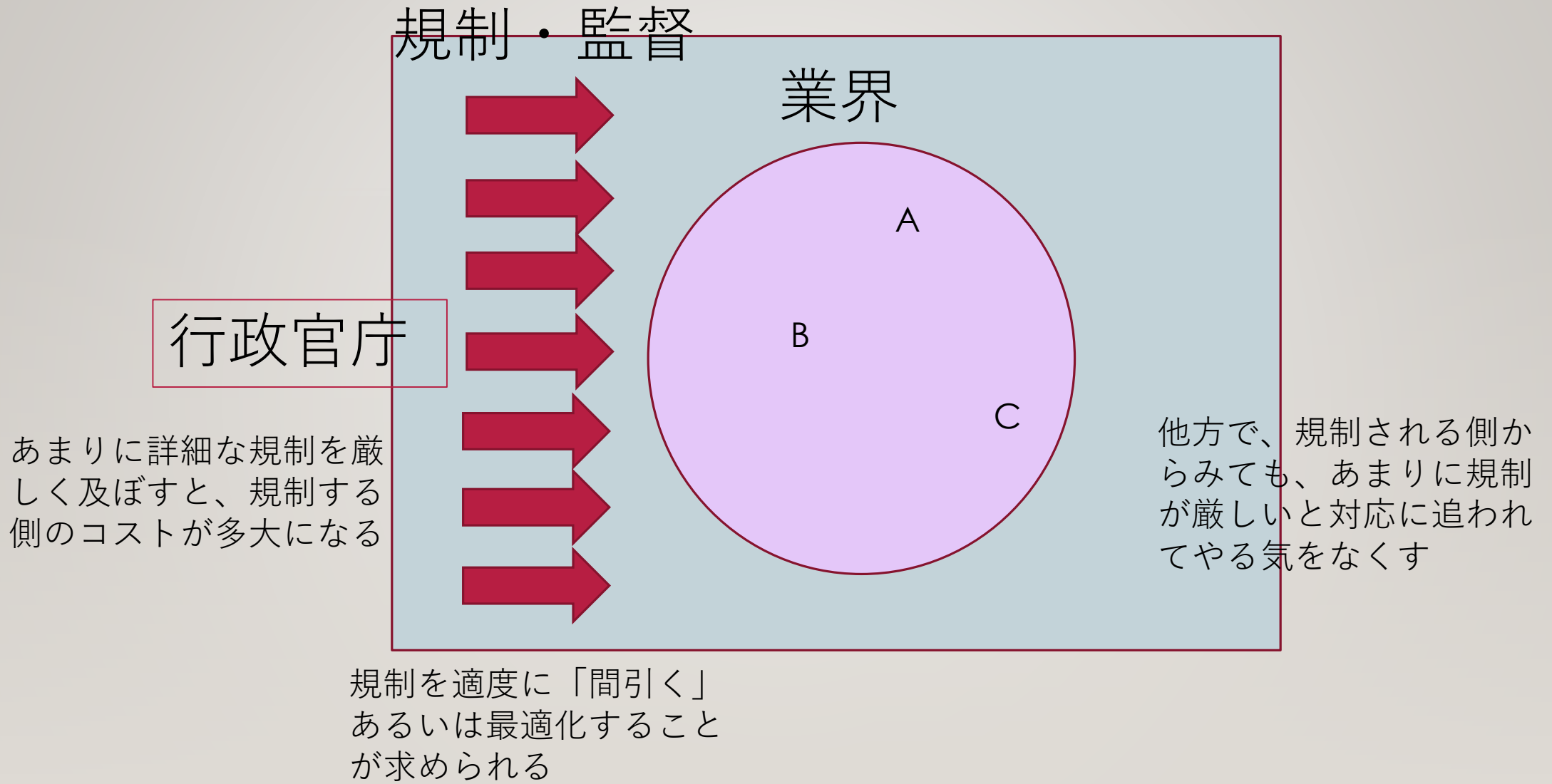
2. 規制の変容

罰則による威嚇

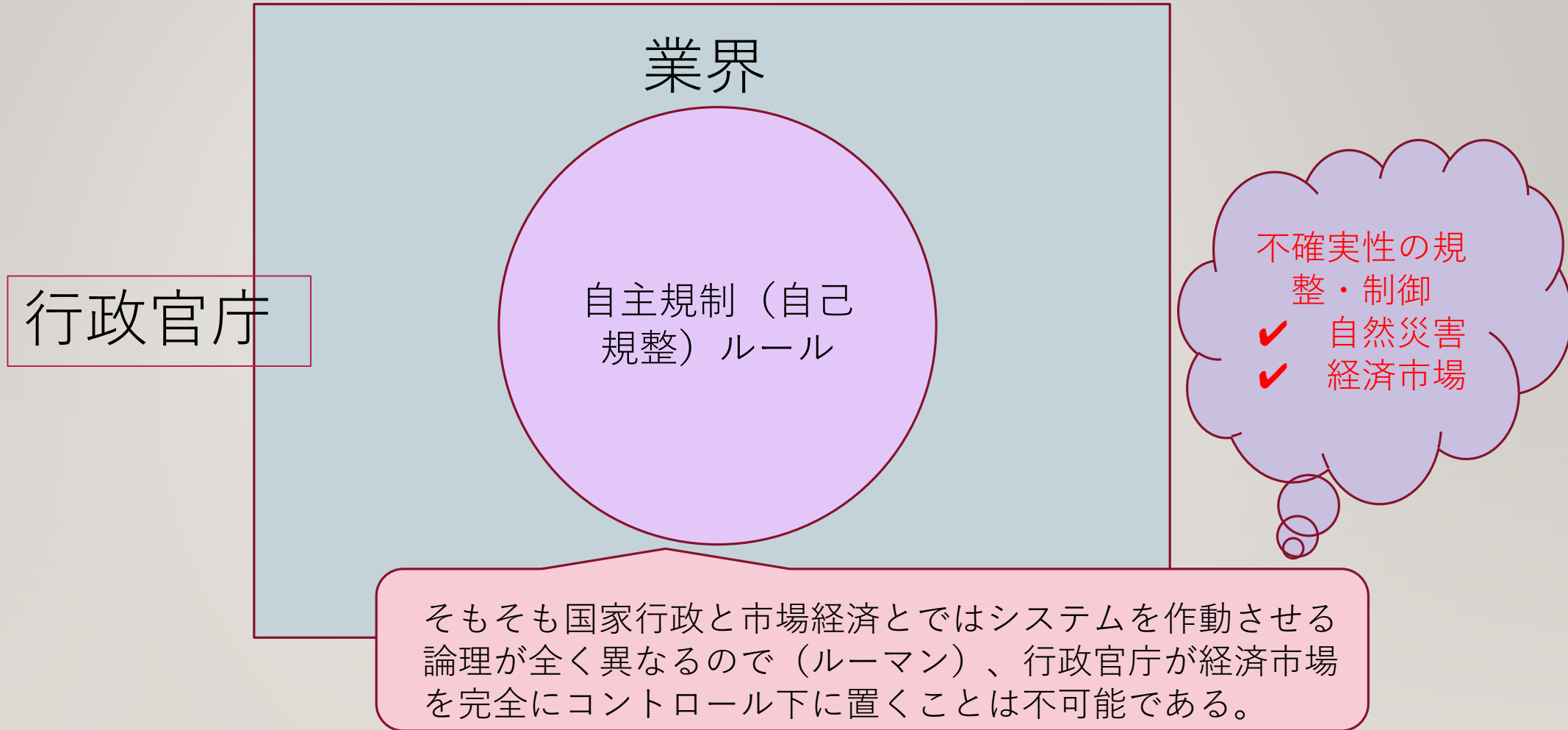




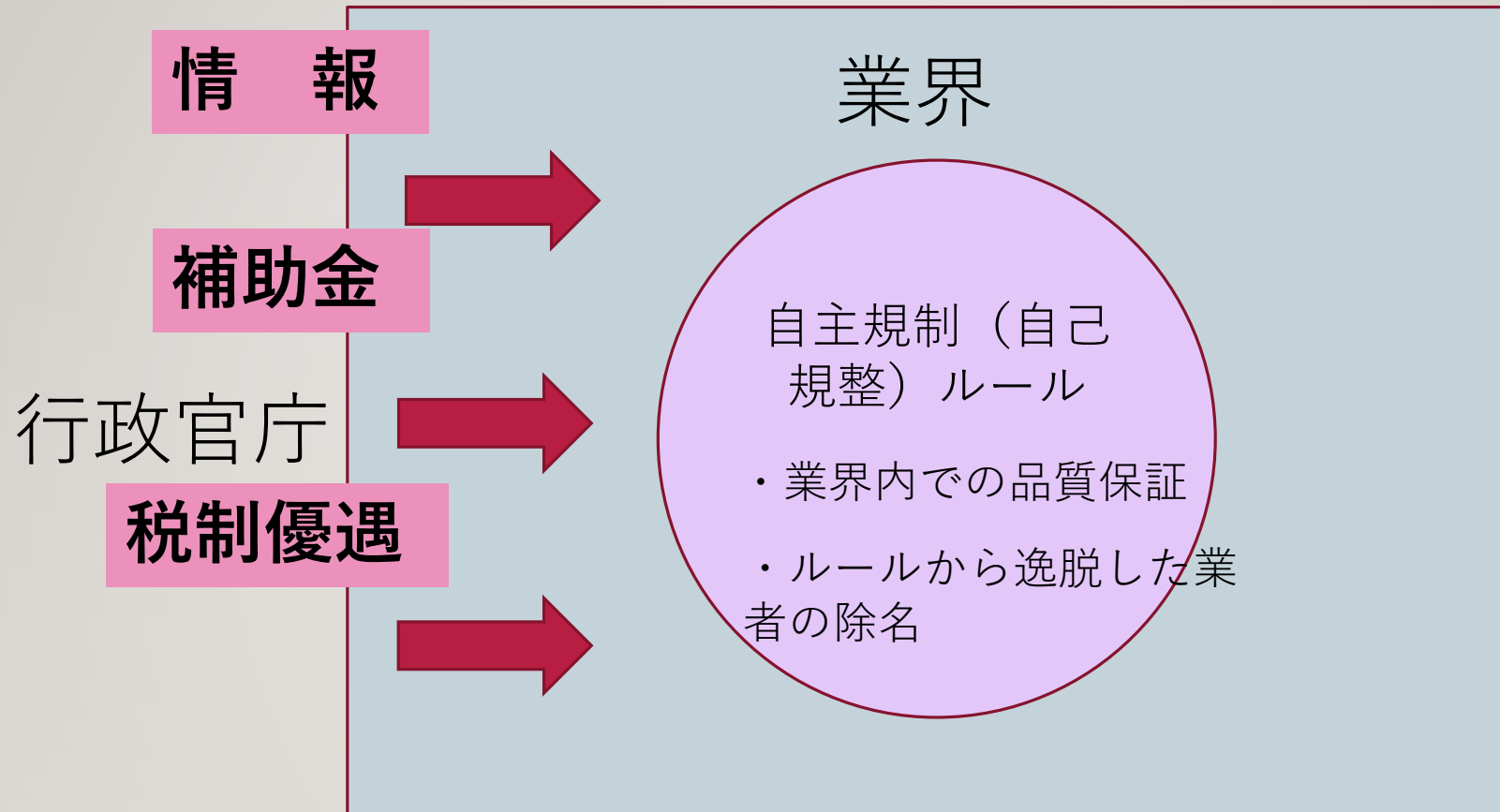
## 2. 規制の変容



## 2. 規制の変容



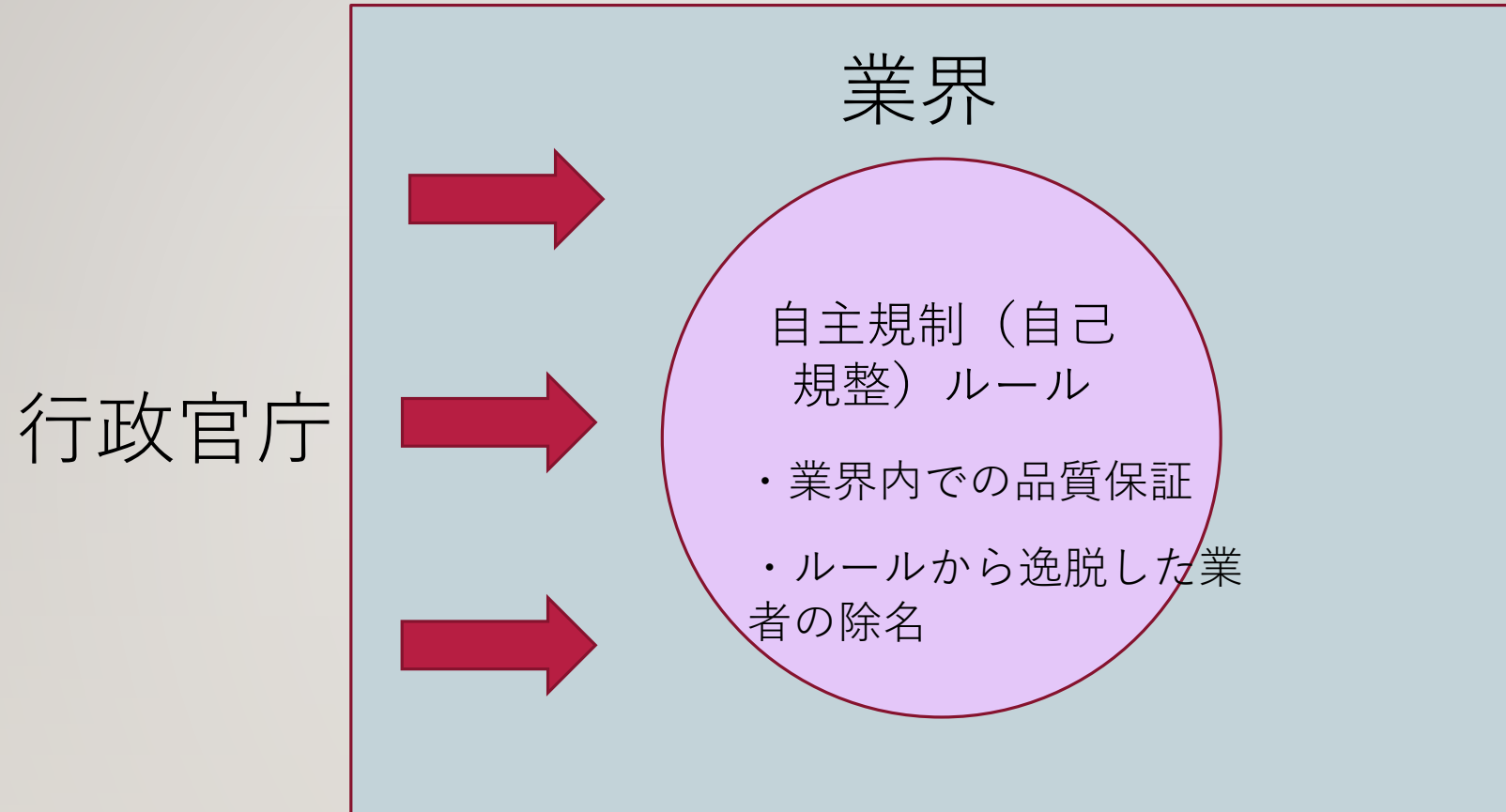
## 2. 規制の変容



規制の強度はゆるやかで  
足りるようになる



## 2. 規制の変容



公的規制の強度はゆるやかで  
足りるようになる

### 3. 「規整された自己規整」

純粹な自主規制の例——神戸肉流通推進協議会

昭和58（1983）年、生産者・食肉流通業界・消費者が協力して設立された。

#### 活動目的

- 神戸ビーフの定義を明確にする。神戸ビーフの定義にあった肉は「神戸肉之証」を発行し、神戸ビーフであることを証明する。
- 販売店および生産者を指定する。
- 指定店にブロンズ製のモニュメントを置き、消費者に「神戸ビーフを売っている店」であることがわかるようにする。

参照：<http://www.kobe-niku.jp/contents/council/index.html>

### 3. 「規整された自己規整」

純粋な自主規制の例——神戸肉流通推進協議会

#### 自主規制のメリット

- ・現場に近い人々が策定するので、実践的・機動的なルール策定が期待できる。
  - ・自分たちで納得して策定したルールなので、自発的な履行が期待できる。
- 総じて、既存のブランド価値を護り、高める要因が存在する業界では適している。

#### 自主規制のデメリット

- ・「なれ合い」が起きると相互監視システムがうまく機能しなくなる。
- ・業界団体内のインフォーマルな力関係が大きく影響する。

### 3. 「規整された自己規整」

自主規制のコントロール——「規整された自己規整」 (Regulierte Selbstregulierung)

一言で言えば、「自主規制を公的にコントロールして、取り込む」こと。

公益社団法人日本食肉格付協会による食肉の格付け

#### 事業内容

- 食肉の規格格付の実施に関する事業
- 食肉格付員の養成及び技術の研修に関する事業
- 食肉の規格取引の普及推進に関する事業
- 食肉の規格格付に関する情報の提供
- 食肉流通の改善及び合理化のための調査研究
- その他協会の目的を達成するために必要な事業

参照：

<http://www.jmga.or.jp/about/>



### 3. 「規整された自己規整」

一言で言えば、「自主規制を公的にコントロールして、取り込む」こと。

#### 公益社団法人日本食肉格付協会

：食肉規格格付事業を専門的に行う機関として、昭和50年に、当時の畜産振興事業団（現在、独立行政法人 農畜産業振興機構）、都道府県、生産者団体及び流通団体を会員として、日本食肉協議会の格付事業（牛・豚枝肉及び牛・豚部分肉の格付事業）部門を分離継承して設立された。

参照：

<http://www.jmga.or.jp/about/>



### 3. 「規整された自己規整」

#### ルール制定の外部化

JIS規格（日本産業規格）

① 主務大臣から委託を受けた者が作成した原案を日本産業標準調査会（JISC）に付議する。

\* 認定産業標準作成委員会が原案を作成した場合には付議を要しない。

② JISCの標準部会の中の専門委員会にて原案の審議・議決が行われる。

③ JISCからの答申を受けて、主務大臣がJISを制定する。

あくまでも最終的な制定権者は主務大臣である

#### 監督機関の外部化

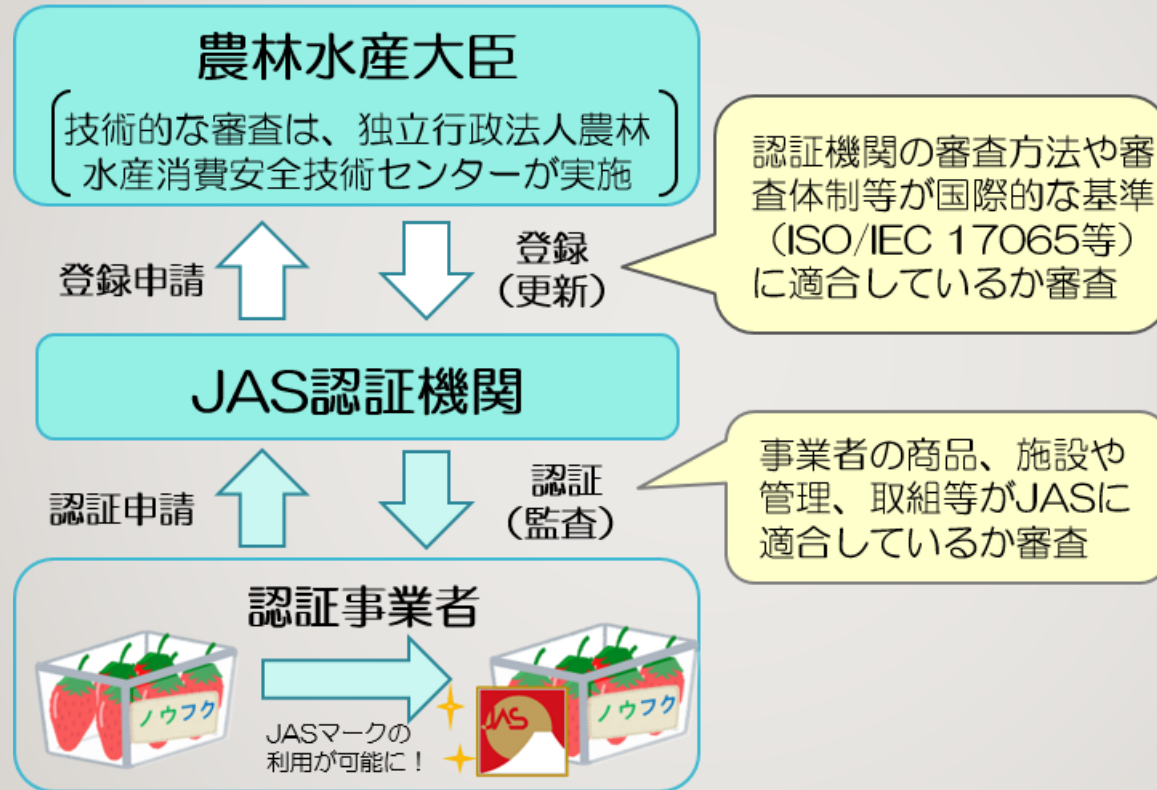
JAS認証

国の登録を受けた機関（登録認証機関）から、施設、生産管理、品質管理、検査などの体制が十分であると認証された事業者（認証事業者）に限り、JASマークを表示できることとする制度。

監督機関に対する監督が制度運用のカギになる

## JAS認証について

- ・事業者は、JAS認証機関から認証を受けることで、JASマークの利用が可能となる。
- ・認証機関の登録、認証事業者の認証、それぞれの段階で審査を行い、継続的に監視することで、制度の信頼性を確保する。



参照：

[https://www.maff.go.jp/j/jas/jas\\_kikaku](https://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku)

### 3. 「規整された自己規整」

## 日本証券業協会による自主規制

：金融商品取引法に基づく「認可金融商品取引業協会」

#### ① 自主規制ルールの制定、実施

各種自主規制ルールを制定して、金融商品取引業の遂行の公正、円滑化に努めています。

#### ② 監査及びモニタリング調査の実施

法令、自主規制ルール等の遵守状況及び内部管理態勢の整備状況等について監査を実施するとともに、会員の経営状況及び顧客資産の分別管理に関するモニタリング調査を行っています。

#### ③ 自主制裁の発動

法令、自主規制ルール等の違反に対して、厳正な制裁を行い、再発防止に努めています。

#### ④ 証券取引等の苦情・相談、あっせん

顧客からの苦情・相談に応じるほか、顧客と協会員との間の証券取引等に関する紛争の解決を図るため、「あっせん」を行っています。なお、苦情・相談及びあっせん業務については、特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター(FINMAC)に業務委託しています。

#### ⑤ 外務員資格試験の実施等

外務員資格試験及び内部管理責任者資格試験並びに外務員資格更新研修を実施しています。加えて、外務員の登録などに関する事務を行っています。

参照：

<https://www.jsda.or.jp/about/jishukisei/index.html>



## まとめ. 制度設計上の課題

### 【ルール制定の外部化の場合】

- ・ 最終的に行政官庁が自身のルールとして制定する限り法的問題は特にない。ただし、内容の適切性に対するチェックは不可欠。行政官庁内でいかにして「専門知」「現場知」を確保するか。
- ・ 業界団体が自主規制ルールを自主規制ルールにとどめて策定・運用する場合には、行政官庁が口を出すべき筋合いにはない。

### 【監督機関の外部化の場合】

- ・ いかなる基準・プロセスで監督機関を認定するか？
- ・ 被規制者に対し苛烈な規制・監督を及ぼしていないか？（規制の行き過ぎ：過剰禁止）
- ・ 被規制者と癒着して規制・監督を形骸化させていないか？（規制の空洞化：過少禁止）
- ・ 通常は業界を代表する団体が監督機関として認定されることになるが、監督機関が公共・公益的な役割を担う以上そのガバナンスの確保が課題である。

情報公開  
適正手続  
による「透明化」